

問1 日本国憲法の前文には、主権者である国民が政治を行う仕組みについて記されています。国民が自らの意思を国政に反映させるために、どのような人々を通じて行動すると定められていますか。その名称として正しいものを選びなさい。（2016年 長野県公立入試 類似）

1. 正当に選挙された国会における代表者 2. 国民投票によって直接指名された内閣総理大臣 3. 各都道府県の知事によって構成される評議会 4. 天皇によって任命された国務大臣

問2 日本国憲法は、国の法体系において最も高い効力を持つ「最高法規」とされています。この憲法の安定性を保ち、時の権力によって基本的人権などの重要な原則が容易に変更されないよう、通常の法律よりも改正に慎重な手続きを必要とする憲法の性質を何と呼びますか。（2023年 熊本県公立入試 類似）

1. 硬性憲法 2. 軟性憲法 3. 成文憲法 4. 欽定憲法

問3 日本国憲法第96条に規定されている憲法改正の手続きにおいて、国会による発議がなされた後の最終段階で、その改正案が正式に成立するために必要とされる条件として正しいものはどれですか。（2024年 石川公立入試 類似）

1. 国民投票において、有効投票の過半数の賛成を得る 2. 衆議院議員総選挙において、改正に賛成する政党が議席の過半数を占める 3. 国民投票において、有権者総数の3分の2以上の賛成を得る 4. 内閣の助言と承認に基づき、天皇が単独でこれを承認する

問4 日本国憲法前文には、「日本国民は、正当に（ ）された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し」と記されています。文中の（ ）に当てはまる語句として最も適当なものはどれですか。（2022年 青森県公立入試 類似）

1. 選挙 2. 任命 3. 指名 4. 推薦

問5 日本国憲法の規定において、天皇が儀礼的・形式的な国事行為を行う際、常に必要とされる手続きと、その行為に対して責任を負う機関の組み合わせとして正しいものはどれか。（2021年 北海道公立入試 類似）

1. 内閣による助言と承認 2. 国会による指名 3. 国会による同意 4. 内閣による指名

問6 2015年に成立した平和安全法制（安全保障関連法）では、日本が「集団的自衛権」を限定的に行使できることが定められました。この権利を行使するための条件として、我が国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態を何というか、名称を答えなさい。（2021年 島根公立入試 類似）

1. 存立危機事態 2. 重要影響事態 3. 武力攻撃事態 4. 国際共同対処事態

問7 生徒会が「学校の最高規則」を作る際に参考にした、明治時代の大日本帝国憲法における権利と義務のあり方について述べたものとして、正しいものはどれか。当時の社会状況を踏まえて答えなさい。（2019年 神奈川県公立入試 類似）

1. 国民は「臣民」と呼ばれ、法律の範囲内においてのみ、言論や結社などの自由が認められていた。 2. 国民の基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、いかなる場合も法律より優先して保障されていた。 3. 人種、信条、性別などによる差別は一切禁じられ、すべての人に法の下での平等が完全に確立されていた。 4. 天皇の権限を制限するために、三権分立が徹底され、司法権が内閣や軍部から完全に独立して運用されていた。

問8 日本国憲法の基本原則の一つで、国の政治のあり方を最終的に決定する権限は国民が持つという考え方を何といいますか。大日本帝国憲法における「天皇主権」と対比される概念として答えなさい。（2026年 千葉公立入試 類似）

1. 国民主権 2. 平和主義 3. 基本的人権の尊重 4. 三権分立

問9 日本国憲法において、天皇は日本国および日本国民統合の「象徴」と定められており、政治に関する権限を持たない「国事行為」のみを行うとされています。この国事行為に関する記述として、最も適切なものはどれですか。（2021年 香川公立入試 類似）

1. 天皇の国事行為には内閣の助言と承認が必要であり、その責任は内閣が負う。 2. 天皇は行政権の主体として、国会の審議に基づき予算を作成する権限を持つ。 3. 天皇は国の利害に関わる条約を自らの判断で承認し、締結する権限を持つ。 4. 天皇は内閣総理大臣を指名する権限を持ち、国の政治方針を決定する。

答え合わせ・解説

問1	答え 1 正当に選挙された国会における代表者	日本国憲法は、国民が直接政治上の決定を行う「直接民主制」ではなく、選挙によって選ばれた代表者が政治を行う「間接民主制（代表制）」を原則としています。憲法前文には「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と記されており、民主政治の基本姿勢が示されています。
問2	答え 1 硬性憲法	憲法は国を律する根本の法であるため、一般の法律のように「出席議員の過半数」といった手続きで簡単に変えることはできません。このように改正に厳しい条件を課している憲法を硬性憲法と呼び、最高法規としての実効性を高める役割を果たしています。対して、法律と同様の手続きで改正できるものは軟性憲法と呼ばれます。
問3	答え 1 国民投票において、有効投票の過半数の賛成を得る	憲法改正の最終的な意思決定は、国民投票によって行われます。ここで求められる基準は、全有権者の過半数ではなく「有効投票の過半数」の賛成です。この高いハードルが設定されているのは、憲法が国家の基本法であり、安易な変更を防ぐため（硬性憲法）です。
問4	答え 1 選挙	日本国憲法前文では、国民主権の原理に基づき、国民自らが選んだ代表者によって政治が行われる「間接民主制（代表民主制）」を採用することを宣言しています。そのため、国民の代表者は主権者である国民によって「正当に選挙された」者でなければなりません。「任命」や「指名」は、特定の地位にある者が他の役職者を決める際などに使われる言葉であり、国民が代表を選ぶ手段としては不適切です。
問5	答え 1 内閣による助言と承認	日本国憲法第3条により、天皇が行うすべての国事行為には内閣の助言と承認が必要であると定められています。天皇は政治に関する権能を持たないため、その行為が憲法に基づき正しく行われるよう内閣がコントロールし、その結果生じる政治的責任もすべて内閣が負う仕組みになっています。
問6	答え 1 存立危機事態	かつての政府解釈では集団的自衛権の行使は認められていませんでしたが、2014年の閣議決定を経て法整備が行われ、我が国の存立が脅かされる「存立危機事態」においてのみ、他国への攻撃に対しても武力を行使できるようになりました。これは日本の平和主義のあり方に関わる重要な転換点とされています。
問7	答え 1 国民は「臣民」と呼ばれ、法律の範囲内においてのみ、言論や結社などの自由が認められていた。	大日本帝国憲法において、国民は天皇に従う「臣民」と位置づけられていました。言論、出版、集会、結社といった自由や権利は認められていたものの、それはあくまで「法律の範囲内」という条件付きのものでした。つまり、法律によってその権利を制限することが可能であったという点が、現在の日本国憲法との決定的な違いです。また、主権者は天皇であり、帝国議会は天皇の立法権を助ける「協賛」という形をとっていました。
問8	答え 1 国民主権	日本国憲法は「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を三つの基本原則としています。戦前の大日本帝国憲法では、国の主権は天皇にあるとされていましたが、戦後の現行憲法では、政治の最終的な決定権が国民にあることが明確に示されました。
問9	答え 1 天皇の国事行為には内閣の助言と承認が必要であり、その責任は内閣が負う。	日本国憲法第3条および第4条に基づき、天皇は政治に関する権限を持たず、形式的・儀礼的な国事行為のみを行います。これらの行為には内閣の助言と承認が必要不可欠であり、天皇が独断で行うことはできません。予算の作成や条約の承認、内閣総理大臣の指名などは国会や内閣が行う権限であり、天皇の役割はそれらの決定に基づく「任命」や「公布」といった形式的な行為に限られます。